

## 特殊車両通行許可申請における新型コロナウイルス感染症の感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、令和2年4月から特殊車両通行許可申請について、下記のとおり対応いたします。

### 1 対象及び対象期間

茨城県への特殊車両通行許可申請について、令和2年4月20日(月)から当面の間

### 2 申請方法

従来の窓口での申請に加え、郵送での申請も可とします。また、申請時に返信用封筒の提出があったものに限り許可証を郵送で送付いたします。

#### (1) 発送方法

- ・ 日本郵便（郵便，レターパック（○赤色の封筒，×青色の封筒））か，佐川急便の飛脚特定信書便をご利用ください。なお，郵便による場合は原則，書留郵便等の追跡が可能な方法により発送してください。
- ・ 封筒には「特殊車両通行許可申請書在中」と記載し送付ください。
- ・ 宛先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県土木部道路維持課管理担当

#### (2) 送付書類

	提出書類名	部数	備考
1	特殊車両通行許可申請書一式	2部	審査手数料は様式第一の余白(裏面も可)に茨城県収入証紙を貼付してください。 ※貼付けていない場合の紛失等のトラブルについては責任を負いかねます。 ※申請書の作成については以下の国土交通省HPを参照ください。 <a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/</a>
2	申請データ(binもしくはtks)	1部	フロッピーディスクもしくはCDにデータを入れてご提出ください。※USBメモリは不可
3	特殊車両通行許可申請確認表	1部	複数の申請をされる場合は申請ごとに作成ください。確認表は下記HPに掲載しています。 <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doi/kanri/04tokusya/tokusya003.html">https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doi/kanri/04tokusya/tokusya003.html</a>
4	返信用封筒 ※サイズは備考を参照のうえ適切なもの	1部	許可証の郵送受け取りを希望する場合、 <u>必要額の切手を貼付し、提出してください。</u>  参考：送付物は下記のとおりです。 ・ 許可証1式（許可証鑑，条件書，経路表） ・ ※個別条件での許可を希望の場合「C・D条件及び個別審査箇所一覧」等 ・ 副本及びフロッピーディスク等